



設備導入支援補助金の申請期限を延長！

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者の事業継続を支援するため、店舗または事業所に対し、飛沫感染対策や換気対策設備等の導入に要する経費を補助します。

主な要件

▷令和3年4月30日以前に開業し、市内に店舗または事業所があり、事業を営んでいる方(県外に本店等を有する事業者は除く) など

主な対象業種(例)

小売業/保険業/不動産取引業/その他の物品賃貸業/専門サービス業/技術サービス業/宿泊業/飲食業/持ち帰り、配達飲食サービス業/旅行業/洗濯、理容、美容、浴場業/療術業/フィットネスクラブ/その他の教育、学習支援業

*その他、接客スペース等がある店舗または事業所が対象となります。

対象設備・補助率

▷令和2年4月1日以降に設置した次表の設備。
▷工事請負費も対象になります(消費税および地方消費税は対象になりません)。

▷1つの店舗または事業所につき各対策1回まで。

	飛沫感染対策	換気対策等
設備	パーティション/ ビニールカーテン/ スクリーン など	空気清浄機(HEPA フィルター搭載)/ エアコン(換気機能 付)/換気設備/サ ーキュレーター/ CO ₂ センサー/自動 水栓
補助率	10/10 (上限10万円)	2/3 (上限10万円)

⇒ **最大20万円**

申請期限

9月30日(木)まで延長！



実施協力金(10万円)を支給！

新型コロナウイルス感染症に対する適切な飛沫感染対策を行い、営業を継続しようとする店舗または事業所を支援するため協力金を支給します。

支給金額

1つの店舗または事業所につき **10万円**

主な要件

▷市の定める飛沫感染対策設備の設置基準を満たしていること
▷令和3年4月30日以前に開業し、市内で接客スペースのある店舗または事業所を営んでいる方(県外に本店等を有する事業所は除く) など

申請期限

9月30日(木)まで

申請方法

▷設備導入支援補助金と併せて申請する場合は、申請書の提出は必要ありません。設備導入支援補助金の交付確定後、自動で振り込みます。
▷上記以外の方は、以下の書類を提出してください。
①協力金交付申請書兼請求書(様式第1号)
②市町村税を滞納していないことを証する証明書
③営業に当たり必要な許可等を受けていることを証する書類(営業許可証、各種免許証等)
*許可等が不要な方は、業種を確認できる書類(確定申告書、履歴事項全部証明書等の写し)
④振込口座のわかるもの(通帳の写しなど)

▷各事業の詳細については、市ホームページをご確認いただくか、お問い合わせください。
▷感染拡大防止のため、市役所での相談および申請は予約制となっています。

▷申請様式は、市ホームページからダウンロードできるほか、商工労政課、金木総合支所、市浦総合支所で配布しています。
問い合わせ・申請先…商工労政課 内線2552